

公共調達に係る入札契約制度に関する
報 告 書

平成23年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告となっている。

目 次

第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札・契約を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境	
（1）建設投資額の減少	1
（2）建設業者数等の推移	1
（3）設計労務単価の低下	2
（4）倒産件数の推移	3
2 建設業者へのアンケート調査の実施	5
3 業界団体との意見交換会の実施	5

第2章 平成22年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係	
（1）落札率の状況	6
（2）県内受注率の状況	7
（3）品質の確保に関する状況	
低入札価格調査制度の運用	8
工事成績評定点の状況	9
総合評価落札方式の状況	9
2 建設工事関連業務委託関係	
（1）落札率の状況	10
（2）県内受注率の状況	11
（3）品質の確保に関する状況	
低入札価格調査制度の運用	11
委託業務成績評定点の状況	13

第3章 平成22年度における改善の取組み

1 県内経済と地域企業の発展に資する入札契約制度の実施	
（1）新たな「過度な低価格入札の抑止策」の導入	14
（2）総合評価落札方式の拡充	17
（3）「予定価格の事後公表」の試行継続	18
（4）20者ルール取扱いに関する緩和措置の試行継続等	19
（5）入札参加資格要件としての「施工実績要件」に関する緩和措置の試行継続等	19
（6）地域技術力増進事業の検証継続	19
（7）共同設計方式の試行継続	20
（8）受発注者間双務性の向上	20

(9) 土木一式工事における規模別発注基準の見直し	21
(10) 試行の継続等	21
2 山形県公共調達評議委員会の開催	22
3 入札・契約制度改善の経緯	40
第2部 物品及び役務等の調達関係	
第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況	
1 物品関係	
(1) 契約の方法	42
(2) 平成22年度における入札・契約の実施状況	42
(3) 品質の確保	42
2 印刷物関係	
(1) 契約の方法	42
(2) 平成22年度における入札・契約の実施状況	43
(3) 品質の確保	43
3 業務委託関係	
(1) 業務委託の種類	43
(2) 契約の方法	44
(3) 平成22年度における入札・契約の実施状況	44
第2章 平成22年度における改善の取組み	
1 地元調達の取組み	46
2 品質確保の取組み	
(1) 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況	46
(2) 低入札価格調査制度の対象業務拡大状況	46
3 平成23年度からの展開	
(1) 地元調達運動の展開	46
(2) 制度の改正等	46
資料編	
1 山形県公共調達基本条例	49
2 山形県公共調達評議委員会資料	
(1) 平成22年度第1回委員会(平成22年5月19日開催)資料	52
(2) 平成22年度第2回委員会(平成23年2月22日開催)資料	67
3 取組みに関する資料	
(1) 平成22年4月22日公表資料	83
(2) 平成22年9月29日公表資料	88
(3) 平成23年3月3日公表資料	92
(4) 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の一部改正に係る新旧対照表	98
4 建設業者へのアンケート調査の結果	99

第 1 部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札・契約を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の減少

山形県の建設投資額は、平成 8 年度をピークに年々減少してきている。平成 22 年度については、公共投資及び民間投資の合計額で、前年度より 550 億円減少 (14.1%) し、平成 8 年度の 34.9% まで落ち込んでいる。(表 - 1、図 - 1)。

今後、建設投資額が大きく回復することは厳しい見通しにあることから、こうした状況が続くことを前提として、入札・契約制度のあり方を引き続き検討していく必要がある。

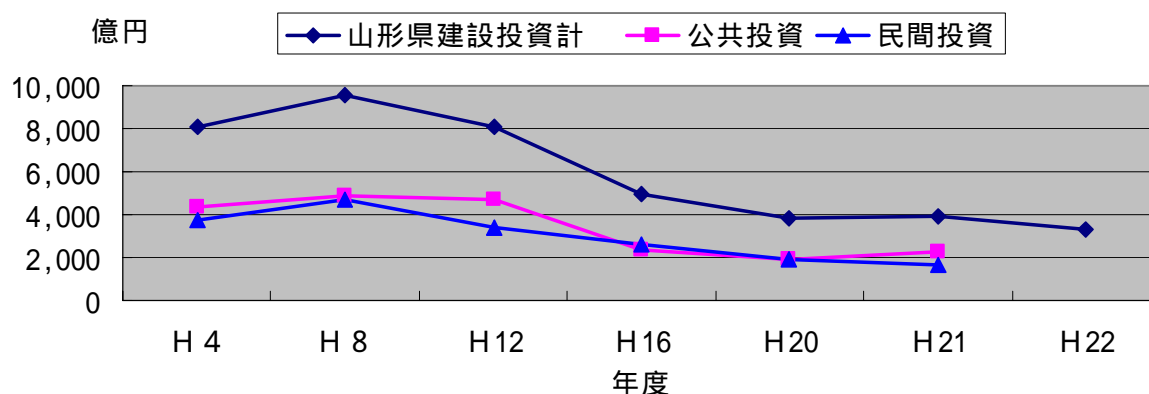
表 - 1 建設投資額の推移 (年度)

(国土交通省 建設総合統計：億円)

	H 4	H 8	H12	H16	H20	H21	H22	H22/H8
山形県建設投資計	8,068	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	34.9%
公共投資	4,321	4,891	4,672	2,323	1,934	2,277	-	-
民間投資	3,747	4,710	3,390	2,594	1,885	1,619	-	-
全国建設投資計	853,586	772,696	663,559	529,330	491,749	450,594	429,310	55.6%
山形県構成比	0.95%	1.24%	1.21%	0.93%	0.78%	0.86%	0.78%	62.7%

項目ごと端数処理をしているため計が合わない場合がある。

図 - 1 山形県の建設投資額



(2) 建設業者数等の推移

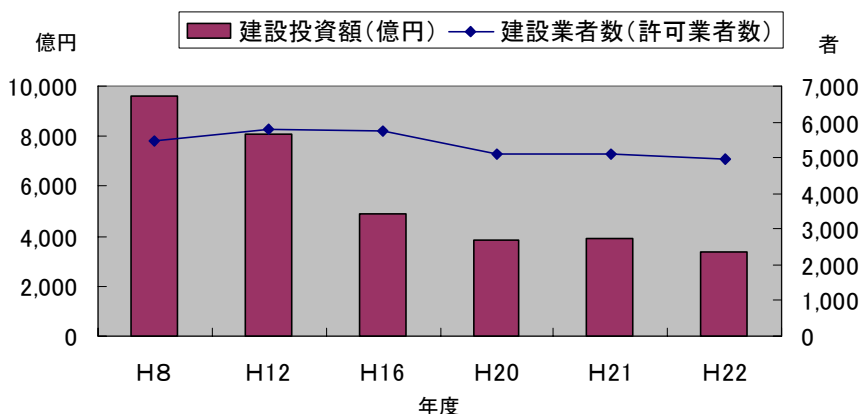
建設業者(建設業許可業者)数については、建設投資額が落ち込む中にも、平成 16 年度まではほぼ同水準であったが、それ以降の推移をみると、減少傾向を示している。

建設投資額が大きく減少しているのに対し、建設業者(許可業者)数の減少割合は小さいため、平成 22 年度の一業者当たりの建設投資額は、平成 8 年度比で 38.6% にまで落ち込んでいる(表 - 2、図 - 2)。

表 - 2 建設投資額と業者数の関係

	H 8	H12	H16	H20	H21	H22	H22 / H8
建設投資額 (億円)	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	34.9%
建設業者数 (許可業者数)	5,469	5,806	5,767	5,115	5,083	4,940	90.3%
一業者当たりの建設投資額(億円)	1.76	1.39	0.85	0.75	0.77	0.68	38.6%

図 - 2 建設投資額と業者数の関係



(3) 設計労務単価の低下

近年の設計労務単価(主要12職種平均)は低下を続けており、平成23年度の単価は、平成15年度と比べ78%にまで落ち込んでいる。平成22年度については、前年度と比べると、2ポイントの減少となっており、また、首都圏との格差も依然として拡大している。(表-3、図-3)

背景には、現在の設計労務単価が、競争により下がり続ける実勢価格を基に決められている仕組みにあると考えられる。そのため、県では平成22年度においても、国に対し、設計労務単価を設定するにあたっては適正な単価となるよう、設定方法の改善を要望している。

県議会においても、「賃金の低下に繋がるような制度は問題であり、実質賃金は設計労務単価よりもさらに下回っている」との指摘がなされている。

県内建設業者に対する平成21年度のアンケート調査の結果では、多くの建設業者が、現在の県の設計労務単価は「安い」と回答しており、また、平成22年度の調査では、収益を確保するため労務・資材単価の見直しが必要であるとの回答が多い。

設計労務単価の低下は、建設工事を担う質の高い建設労働者の育成を妨げるとともに、転職や県外流出等による県内技術者の減少を進行させ、技術の伝承をはじめ地域が持つ技術力の維持を危うくするとの指摘も

なされている。

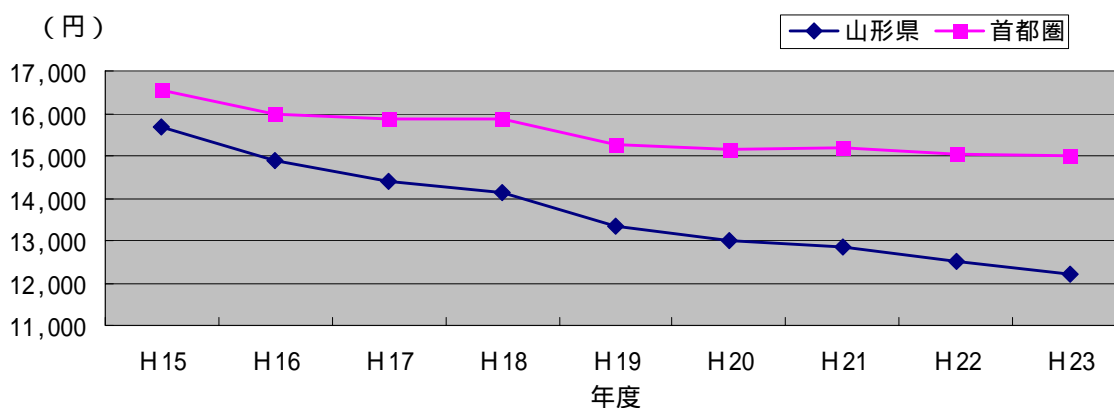
表 - 3 主要 12 職種設計労務単価の推移 (国土交通省：公共工事設計労務単価)

主要12職種： 特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・
特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘
誘導員 A・交通誘導員 B

(円/日)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
山形県	15,682	14,900	14,400	14,118	13,333	12,983	12,833	12,500	12,225
	100%	95%	92%	90%	85%	83%	82%	80%	78%
首都圏	16,558	15,970	15,876	15,867	15,261	15,142	15,189	15,050	14,992
	100%	96%	96%	96%	92%	91%	92%	91%	91%
首都圏との比較 (A) / (B)	95%	93%	91%	89%	87%	86%	84%	83%	82%

図 - 3 主要 12 職種設計労務単価の推移



(4) 倒産件数の推移

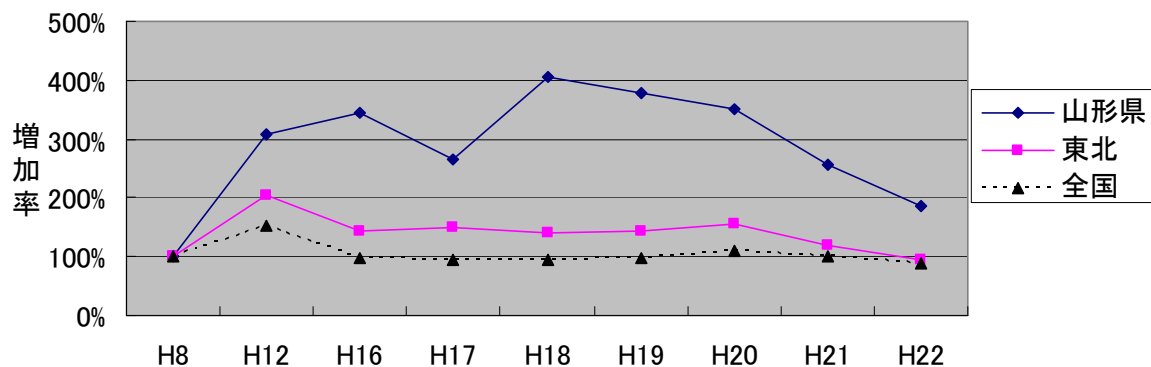
建設業の倒産件数は、全国や東北では、平成 12 年をピークに減少し、平成 16 年からはほぼ同水準で推移していたが、平成 20 年より減少傾向を示している。(表 - 4)

これに対して、山形県の倒産件数は、平成 16 年まで増加傾向を続け、平成 17 年において一時減少したものの、平成 18 年は再び増加に転じ、最近のピークとなったが、その後減少している。平成 22 年においても、倒産件数は減少したものの、平成 8 年を基準として全国や東北と比べると、なお高い増加率を示している。(図 - 4)

表 - 4 建設倒産件数の推移（暦年）

	(件)									
	H 8	H12	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
山形県	14	43	48	37	57	53	49	36	26	
東北	213	434	304	315	300	306	335	251	203	
全国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,018	4,467	4,087	3,523	
山形県	100%	307%	343%	264%	407%	379%	350%	257%	186%	
東北	100%	204%	143%	148%	141%	144%	157%	118%	95%	
全国	100%	153%	98%	93%	95%	99%	110%	101%	87%	

図 - 4 建設倒産件数の推移（暦年）



また、平成21年度の建設業の収益性については、平成20年度と比べると、東日本平均に近い水準となっているが、マイナスが続いており、厳しい経営状況にあることがうかがえる。（表 - 5、図 - 5）

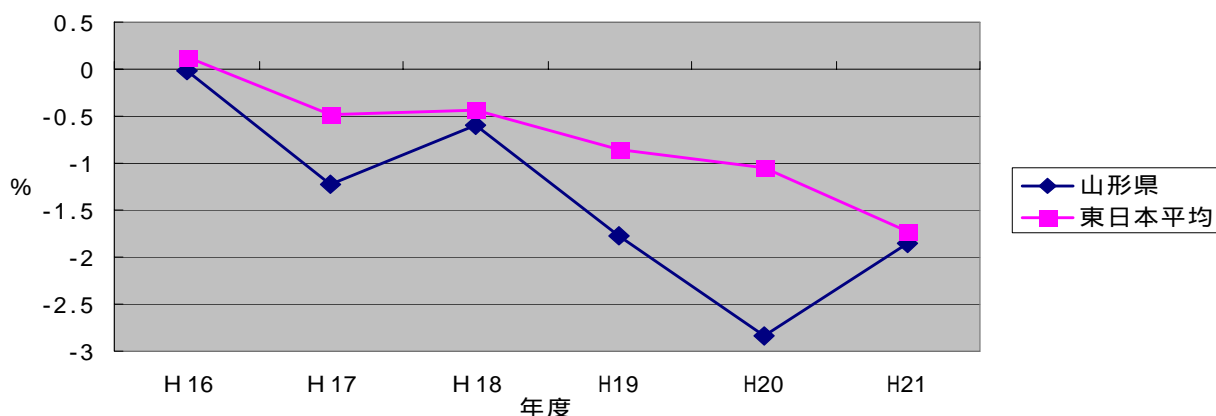
表 - 5 建設業の収益性（総資本経常利益率）の推移（年度）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
東日本平均23都県	0.13	-0.49	-0.44	-0.85	-1.05	-1.73
山形県	-0.01	-1.22	-0.6	-1.77	-2.84	-1.86
青森県	0.17	-0.38	-0.37	-0.32	-0.23	0.15
岩手県	-1.00	-2.94	-1.52	-2.51	-2.36	-3.48
宮城県	-0.72	-1.84	-2.08	-1.40	-2.30	-2.48
秋田県	0.30	-0.54	-1.08	-1.94	-2.51	-1.71
福島県	-0.68	-1.41	-0.78	-2.57	-3.41	-3.26

収益性の指標
 総資本経常利益率
 = 経常利益 / 総資本 × 100

「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証（株）

図 - 5 建設業の利益率の推移



2 建設業者へのアンケート調査の実施

建設産業が、受注競争の激化による利益率の低下など厳しい経営環境が続いている中、建設業の新分野進出支援など今後の建設業振興施策に資するため、平成22年度において、「建設業者の新分野進出等に関するアンケート調査」を平成23年2月に実施した。

調査結果をみると、経営の多角化を進めている業者が約3割おり、その業績については、「建設業より業績がある」が8.5%、「全体の経営の安定に役立っている」と答えている業者が27.4%を占めている。その一方で、「もう少し工夫や改善が必要」と答えている業者も26.8%おり、「あまり芳しくない」、「撤退を考えている」と答えた業者も合わせて9.7%となっている。

また、建設業振興のために県が強化すべき取組みとしては、「技術力・経営力強化支援」で本業支援を求める割合が高く、収益が確保される入札・契約制度となるために必要な見直しとしては、「労務・資材単価」の見直しを求める割合が高くなっている。（調査結果については、資料編99頁以降に掲載。）

3 業界団体との意見交換会の実施

前記アンケート調査のほか、平成22年度においても、「社団法人山形県建設業協会」、「社団法人山形県建設産業団体連合会」、「社団法人日本土木工業協会東北支部」、「社団法人山形県測量設計業協会」、「日本補償コンサルタント協会山形県協議会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部」と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点等を把握するための意見・要望の聴き取りを行った。

第2章 平成22年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係

(1) 落札率の状況

平成22年度に入札を実施した建設工事（250万円以下の建設工事を除く。）に係る県全体（知事部局、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部）の落札率（加重平均）は90.0%で、前年度と比べて1.2ポイント低下した。

これまでの落札率の推移をみると、平成19年度まで、前年度を下回る状況が続いていたが、平成20・21年度に上昇に転じたことから、平成20年度から実施している「過度な低価格入札」に対する防止対策が、一定の効果を上げたものと考えていた。

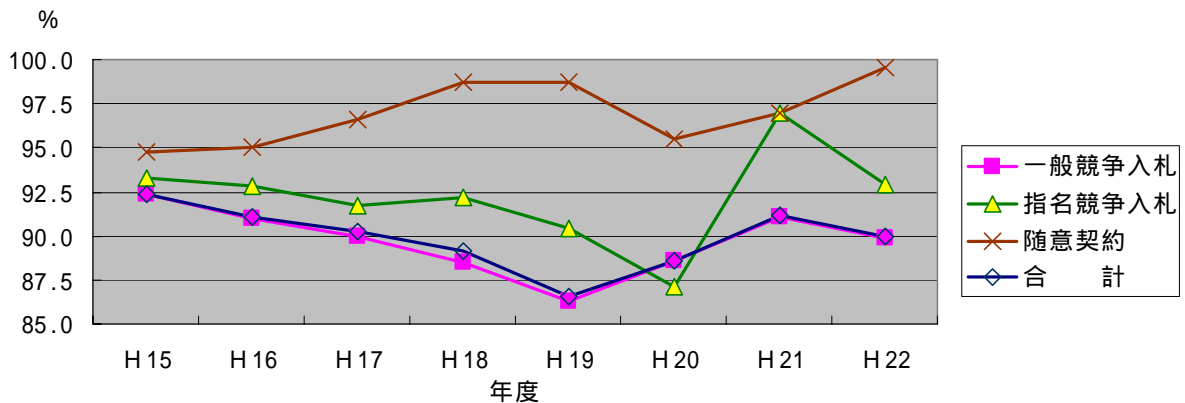
しかし、平成22年度に、再び落札率が低下したことについては、対策の効果が一時的に表れたものの、競争の激化による受注価格の低下に歯止めがかかっていない状況がうかがえる。（表-1、図-1）

表-1 落札率の推移（建設工事）

(単位：％、件、点)

入札方法	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	件数	評定点
一般競争入札	92.4	91.0	90.0	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	1,533	76.5
指名競争入札	93.3	92.8	91.7	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	16	70.0
随意契約	94.8	95.0	96.6	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	10	75.5
合計	92.4	91.1	90.2	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	1,559	76.5

図-1 入札方法別落札率の推移（建設工事）



次に、落札率について、その件数の割合を落札率の区分ごとに比較してみると、平成13年度（この年度のみ土木部のデータ。）には9割を超えていた90%超の割合は、平成21年度では60.6%まで低下しており、平成22年度ではさらに10.4ポイント減少し、50.2%となっている。

その一方で、80%超90%以下の落札件数が、平成21年度の37.1%から平成22年度では48.1%と9.0ポイント上昇しており、この

ことが全体の落札率の低下に影響を与えたものと考えられる。(表 - 2、
図 - 2)

表 - 2 落札率区分別の状況 (建設工事)

<件数>

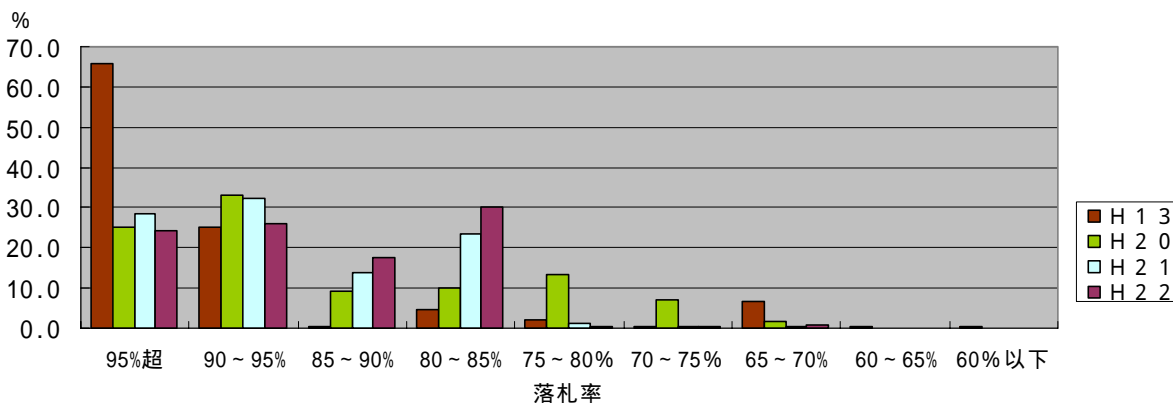
区分	95%超	95%以下 90%超	90%以下 85%超	85%以下 80%超	80%以下 75%超	75%以下 70%超	70%以下 65%超	65%以下 60%超	60%以下	合計	落札率
H13	980	373	8	68	35	7	9	8	4	1,492	93.6%
H20	342	452	127	138	182	99	23	0	1	1,364	88.6%
H21	473	535	230	387	24	6	8	0	0	1,663	91.2%
H22	379	403	277	473	9	4	14	0	0	1,559	90.0%

<割合>

H13	65.7%	25.0%	0.5%	4.6%	2.3%	0.5%	0.6%	0.5%	0.3%	100.0%
	90.7%		5.1%		2.8%		1.4%			
H20	25.1%	33.1%	9.3%	10.1%	13.3%	7.3%	1.7%	0.0%	0.1%	100.0%
	58.2%		19.4%		20.6%		1.8%			
H21	28.4%	32.2%	13.8%	23.3%	1.4%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	60.6%		37.1%		1.8%		0.5%			
H22	24.3%	25.8%	17.8%	30.3%	0.6%	0.3%	0.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	50.2%		48.1%		0.8%		0.9%			

H13は土木部のみで、H20～H22は県全体の数値である。また、割合は各区分ごとに端数処理しているため、合計と合わない場合がある。

図 - 2 落札率区分別件数割合 (建設工事)



また、県土整備部 (平成21年度以前は土木部。以下同じ。) のデータを基に、一般競争入札への参加業者数 (失格等を含む) をみると、同制度導入後、減少を続けており、一件当たりの平均数は、平成13年度に19.0者であったものが、20年度で7.9者、平成21年度及び平成22年度で共に7.5者となっている。

一般競争入札の導入当初は、指名競争入札と併用していたことから、入札参加の実績作りを目的とした参加があった可能性が考えられ、近年は、従業者の減少により、配置技術者の確保が難しくなっていることなどが要因として考えられる。

(2) 県内受注率の状況

県内 (本店) 業者の受注率は、件数ベースで1.3ポイント減少し95.9%、当初契約金額ベースで5.3ポイント減少し89.0%となっており、前年度と比べ、その割合は低くなっている。(表 - 3)

表 - 3 県内業者の受注率（建設工事）

(単位：%)

入札方法	H20		H21		H22	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.2	92.9	97.3	94.3	96.2	89.1
指名競争入札	94.4	93.7	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	20.0	16.9	71.4	44.8	40.0	75.7
合計	95.9	92.9	97.2	94.3	95.9	89.0

(3) 品質の確保に関する状況

低入札価格調査制度の運用

平成22年度において、低入札価格調査の対象（設計金額4千万円以上又は総合評価落札方式により実施する工事）に係る入札で、実際に、工事ごとに設定する調査基準価格を下回った入札があったのは、県全体で66件（うち県土整備部で50件）となっている。そのうち、県土整備部における調査発生率は、13.4%と、前年度より5.0ポイントの増加となり、平成16年度以降、6年ぶりに10%台を示す結果となった。

また、調査対象となった入札における入札率（ ）の平均は、年々上昇しており、平成22年度は79.3%と、前年度を0.2ポイント上回っており、発生率の上昇こそみられたものの、低入札対策の強化により、入札額の低下に対して、一定の効果が表れていると考えられる。(表-4)

表 - 4 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

ア 調査実績件数

年 度		H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H21	H22
県土整備部	基準価格設定数	299	276	208	218	245	296	440	374
	低入札発生件数 (発生率)	26 (8.7%)	40 (14.5%)	20 (9.6%)	19 (8.7%)	23 (9.4%)	21 (7.1%)	37 (8.4%)	50 (13.4%)
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	1		4	13 (6)	25 (18)	33 (28)
全県	低入札発生件数	33	52	32	29	35	27	46	66
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	2		4	17 (8)	32 (24)	42 (34)

イ 調査対象の入札率の状況

入札率	県土整備部				県全体			
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
80%以上90%未満		3件	21件	27件		3件	27件	40件
70%以上80%未満	13件	14件	12件	21件	21件	20件	15件	23件
60%以上70%未満	10件	4件	4件	2件	13件	4件	4件	3件
50%以上60%未満					1件			
50%未満								
合計	23件	21件	37件	50件	35件	27件	46件	66件
最高入札率	78.1%	81.1%	86.3%	87.2%	78.1%	81.1%	87.8%	88.9%
最低入札率	64.1%	65.0%	62.7%	68.6%	51.8%	65.0%	62.7%	65.0%
平均入札率	72.5%	74.8%	78.7%	78.4%	71.2%	74.9%	79.1%	79.3%

※入札率：調査対象となった入札の中で、最も低い入札額の予定価格に対する割合

なお、過度な低価格入札を抑止するため、平成22年5月より、調査基準価格未満で契約となった場合には、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止する措置を導入しており、当該措置の対象となった工事件数は、24件となっている。

工事成績評定点の状況

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、最終設計金額が500万円を超えないものや、道路等の維持工事等簡易なものを除き、1件の当初設計金額が500万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を付けている。

当該評定点の平成22年度における県全体の平均点は、76.5点となっており、前年度と比べると0.3点増加している。

また、落札率との関係を見てみると、特に落札率の高低による大きな差はみられない(表-5、図-3)

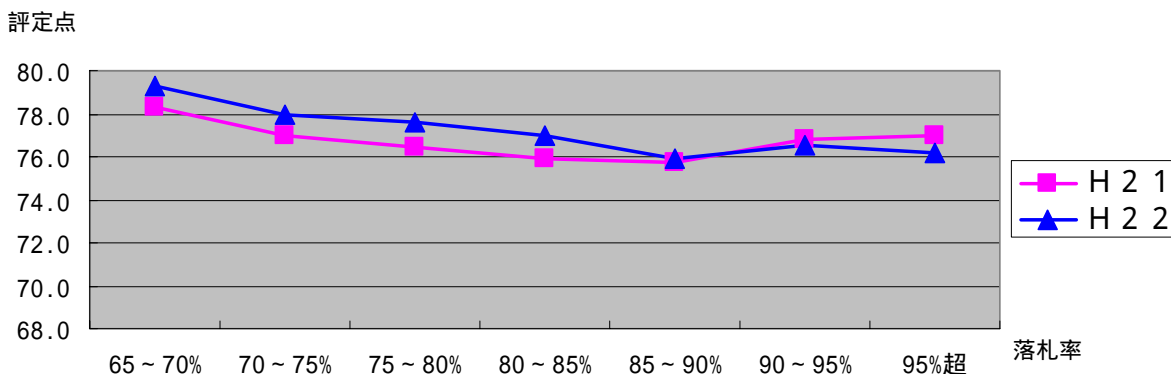
表-5 落札率区分別工事成績評定点(建設工事)

(単位:点)

区分	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	平均
H21	-	78.3	77.0	76.4	75.9	75.7	76.8	77.0	76.2
H22	-	79.3	78.0	77.6	77.0	75.9	76.5	76.2	76.5

年度内に発注し、かつ、完成した工事を対象

図-3 落札率と工事成績評定点の関係(建設工事)



総合評価落札方式の状況

平成22年度の総合評価落札方式(農林水産部、県土整備部、県警本部)での平均落札率は90.5%で、価格競争と比べると1.4ポイント上回っている。

また、工事成績評点の平均を比べると、総合評価落札方式が価格競争より1.4点上回っている。(表-6)

表-6 総合評価落札方式の状況(建設工事)

(単位：件、%、点)

落札方式	件数	平均落札率	平均評定点	県内業者受注率	
				件数	金額
総合評価落札方式	514 (434)	90.5% (90.6%)	77.4 (76.8)	95.9% (97.7%)	91.1% (95.5%)
価格競争	1,045 (1,208)	89.1% (91.6%)	76.0 (75.7)	95.9% (97.1%)	85.6% (93.5%)
合計	1,559 (1,642)	90.0% (91.1%)	76.5 (76.2)	95.9% (97.3%)	89.0% (94.3%)

()内は前年度の数値。

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況

業務委託に関しては、建設工事の場合と異なり、業者を客観的に評価し、格付けする制度がないことから、本県では、金額規模により10～15名前後を選定して実施する指名競争入札によることを原則としている。

平成22年度における県全体の落札率(加重平均)は83.2%であり、前年度と比べ0.9ポイント低下した。入札方法別に見ると、一般競争入札が86.5%、指名競争入札が82.4%、随意契約が95.9%となっている。(表-7)

表-7 落札率の推移(建設工事関連業務委託)

(単位：%、件、点)

入札方法	H20	H21	H22	件数	評定点
一般競争入札	-	73.5	86.5	8	81.0
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	752	79.0
随意契約	97.1	94.6	95.9	22	77.3
合計	81.2	84.1	83.2	782	79.0

次に、落札率について、その件数割合を落札率の区分ごとにみると、平成22年度では、90%超の落札件数が38.4%、80%超90%以下が19.2%となっており、平成21年度と比べて、それぞれ2.9ポイント、6.0ポイント低下している。

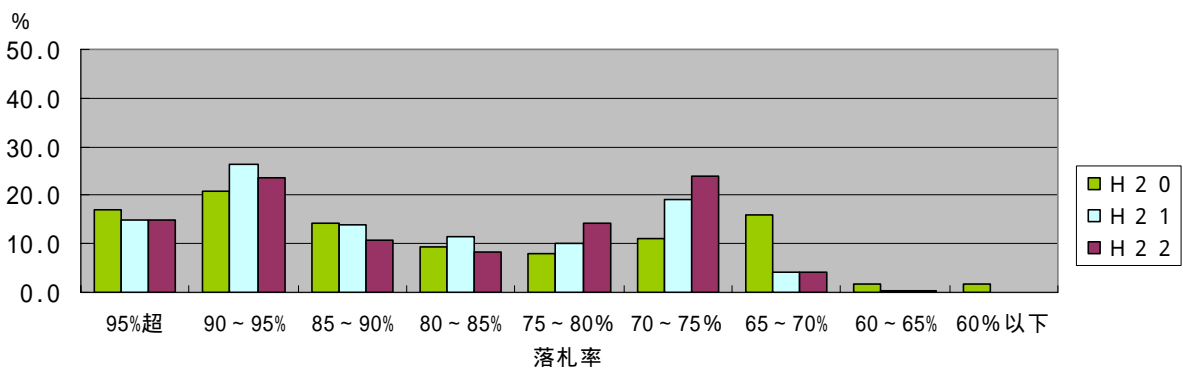
その一方で、70%超80%以下の落札件数が、平成21年度の29.2%から平成22年度では38.0%と8.8ポイント上昇しており、このことが全体の落札率に影響を与えたと考えられる。(表-8、図-4)

表 - 8 落札率の状況（建設工事関連業務委託）

＜件数＞											
区分	95%超	95%以下 90%超	90%以下 85%超	85%以下 80%超	80%以下 75%超	75%以下 70%超	70%以下 65%超	65%以下 60%超	60%以下	合計	平均 落札率
H 2 0	121	149	100	67	57	78	113	12	13	710	78.0%
H 2 1	120	215	111	93	83	154	33	2	0	811	78.7%
H 2 2	116	184	85	65	110	187	33	2	0	782	83.2%
＜割合＞											
H 2 0	17.0%	21.0%	14.1%	9.4%	8.0%	11.0%	15.9%	1.7%	1.8%	100.0%	
	38.0%		23.5%		19.0%		19.4%				
H 2 1	14.8%	26.5%	13.7%	11.5%	10.2%	19.0%	4.1%	0.2%	0.0%	100.0%	
	41.3%		25.2%		29.2%		4.3%				
H 2 2	14.8%	23.5%	10.9%	8.3%	14.1%	23.9%	4.2%	0.3%	0.0%	100.0%	
	38.4%		19.2%		38.0%		4.5%				

割合は各区分ごとに端数処理しているため、合計と合わない場合がある。

図 - 4 落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）



(2) 県内受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで72.9%、当初契約金額ベースで67.7%となっており、前年度と比べ高くなっている。（表-9）

表 - 9 県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）

（単位：％）

入札方法	H20		H21		H22	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	-	-	100.0	100.0	87.5	89.8
指名競争入札	67.5	56.6	70.2	60.0	72.3	69.1
随意契約	76.1	62.9	83.8	80.0	86.4	38.5
合計	68.3	57.3	71.5	63.1	72.9	67.7

(3) 品質の確保に関する状況

低入札価格調査制度の運用

建設工事関連業務委託においては、設計金額700万円以上を対象に、低入札価格調査制度を実施している。平成22年度における調査案件の発生件数は、県全体で47件（うち県土整備部で41件）となっている。そのうち、県土整備部における発生率は29.3%と、前年度より6.4ポイント上昇し、これまでで最も高い値となった。

また、調査対象となった入札における入札率（ ）の平均をみると、平成22年度は66.8%と、平成21年度と比較すると4.5ポイント高くなっており、低入札対策の強化により、入札額の低下に対して、一定の効果が表れていると考えられるが、建設工事と比べると低く、なお厳しい競争が続いていることがうかがえる。(表-10)

表-10 低入札価格調査制度における調査実績(建設工事関連業務委託)

ア 調査実績件数

年 度		H 17	H 18	H 19	H 20	H21	H22
県土整備部	基準価格設定数	163	205	137	125	140	140
	低入札発生件数 (発生率)	7 (4.3%)	16 (7.8%)	20 (14.6%)	28 (22.4%)	32 (22.9%)	41 (29.3%)
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	2	5 (4)	26 (25)	21 (16)
全県	低入札発生件数	8	18	25	31	37	47
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	2	6 (5)	29 (28)	23 (18)

イ 調査対象の入札率の状況

入札率	県土整備部				県全体			
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
70%以上80%未満			3件	13件	1件		3件	14件
60%以上70%未満	7件	13件	20件	25件	8件	16件	24件	28件
50%以上60%未満	7件	14件	7件	3件	10件	14件	8件	4件
40%以上50%未満	5件	1件	2件		5件	1件	2件	
30%以上40%未満								1件
30%未満	1件				1件			
合 計	20件	28件	32件	41件	25件	31件	37件	47件
最高入札率	68.3%	69.3%	74.2%	75.1%	72.2%	69.3%	74.2%	75.2%
最低入札率	5.5%	48.9%	49.0%	51.0%	5.5%	48.9%	49.0%	34.3%
平均入札率	52.9%	59.1%	62.6%	67.5%	54.8%	59.6%	62.3%	66.8%

※入札率：調査対象となった入札の中で、最も低い入札額の予定価格に対する割合

なお、過度な低価格入札を抑止するため、平成22年5月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて、非指名期間を設定する措置を導入している。

表-11 非指名措置の状況(建設工事関連業務委託)

ア 平成22年度 上半期の状況(平成22年5月1日～9月30日 落札決定分)

失格回数	該当者数	非指名期間
4回	1	H22.12.1～H23.3.31(4ヶ月)
3回	2	H22.12.1～H23.2.28(3ヶ月)
2回	5	H22.12.1～H23.1.31(2ヶ月)
1回	26	-
合 計	34	

イ 平成22年度 下半期の状況（平成22年10月1日～平成23年3月31日 落札決定分）

失格回数	該当者数	非指名期間
3回	1	H23.6.1～H23.8.31（3ヶ月）
2回	2	H23.6.1～H23.7.31（2ヶ月）
1回	4	H23.6.1～H23.7.31（2ヶ月） （上半期から通算で2回失格のため）
	1	H23.6.1～H23.6.30（1ヶ月） （上半期から通算で5回失格 - 非指名4ヶ月適用済み）
	1	H23.6.1～H23.6.30（1ヶ月） （上半期から通算で3回失格 - 非指名2ヶ月適用済み）
	5	-
合計	14	

委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、建設工事関連業務委託に関しても、最終設計金額が200万円を超えないものや、単純な数値調査集計業務などを除き、1件の当初設計金額が200万円を超える委託業務等を対象に、委託業務等成績評定点を付けている。

当該評定点の平成22年度における県全体の平均点は、79.0点となっており、前年度と比べると0.3点増加している。

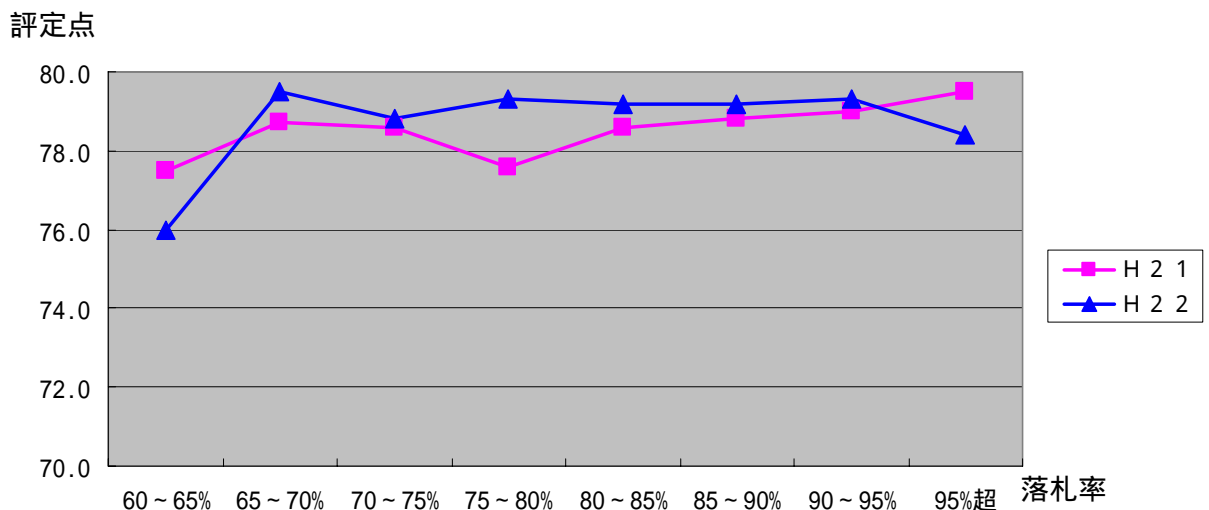
また、落札率との関係については、建設工事の場合と同様に、落札率の高低による大きな差はみられない。（表 - 12、図 - 6）

表 - 12 落札率区別業務成績評定点
件数

区分	（単位：点）								平均
	65%以下 60%超	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	
H21	77.5	78.7	78.6	77.6	78.6	78.8	79.0	79.5	78.7
H22	76.0	79.5	78.8	79.3	79.2	79.2	79.3	78.4	79.0

年度内に発注し、かつ、完了した委託を対象

図 - 5 落札率と成績評定点との関係（建設工事関連業務委託）



第3章 平成22年度における改善の取組み

1 県内経済と地域企業の発展に資する入札契約制度の実施

「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、地域の景気・雇用に配慮した、建設工事等に係る入札契約制度となるよう、平成22年度において、以下の対策を順次実施した。

なお、平成23年4月及び5月から実施した対策についても、平成22年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述している。

(1) 新たな「過度な低価格入札の抑止策」の導入

平成22年度における取組み

過度な低価格入札を抑止するため、建設工事及び建設工事関連業務委託について、平成22年5月より新たな対策を導入した。

イ 建設工事

調査基準価格未満で契約となった場合には、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止

ロ 建設工事関連業務委託

過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて、非指名期間を設定

実施結果

建設工事（兼務禁止の適用案件数）

低入調査対象件数 66件 うち 兼務禁止の適用案件数 24件

建設工事関連業務委託（非指名措置の適用）

（平成22年5月1日～平成22年9月末まで落札決定分）

失格回数	該当者数	非指名措置期間
4回	1社	平成22年12月から4ヶ月（3月まで）
3回	2社	平成22年12月から3ヶ月（2月まで）
2回	5社	平成22年12月から2ヶ月（1月まで）
1回	26社	-
計	34社	

（平成22年10月1日～平成23年3月末まで落札決定分）

失格回数	該当者数	非指名措置期間
3回	1社	平成23年6月から3ヶ月（8月まで）
2回	2社	平成23年6月から2ヶ月（7月まで）

1 回	4 社	平成23年 6 月から 2 ヶ月（ 7 月まで） （ 上半期から通算で 2 回失格のため）
	1 社	平成23年 6 月から 1 ヶ月 （ 上半期から通算5回失格 - 非指名期間4ヶ月）
	1 社	平成23年 6 月から 1 ヶ月 （ 上半期から通算3回失格 - 非指名期間2ヶ月）
	5 社	-
計	1 4 社	

調査基準価格の引上げ等の新たな対策の導入

建設工事及び建設工事関連業務委託における低価格入札の発生率の上昇に歯止めがかかっていないことから、新たな対策を導入した（平成 23 年 5 月 1 日以降に公告又は指名する案件から適用）。

イ 建設工事

a 調査基準価格算定方法の改正

【改正前】		【改正後】			
経費区分	率	上限	下限		
直接工事費の額	9 5 %	9 0 %	7 0 %	9 5 %	
共通仮設費相当額	9 0 %			9 0 %	7 0 %
現場管理費相当額	7 0 %			9 0 %	7 0 %
一般管理費	3 0 %			5 0 %	

b 失格数値基準算定方法の改正

【改正前】		【改正後】	
経費区分	率	工事の性質上、特に認める場合	
直接工事費の額	7 5 %	6 5 ~ 7 5 %	7 5 %
共通仮設費相当額	7 5 %	左に同じ	7 5 %
現場管理費相当額	7 0 %		7 5 %
一般管理費	3 0 %		5 0 %

c 低入札価格調査制度適用範囲の見直し

区 分	改正前	改正後
最低価格落札(価格競争)方式による工事のうちWTO対象案件	低入札価格調査 (失格数値基準を除く)	低入札価格調査 (失格数値基準を除く)
最低価格落札(価格競争)方式による工事のうち予定価格 4千万円以上	低入札価格調査	最低制限価格
最低価格落札(価格競争)方式による工事のうち予定価格 4千万円未満	最低制限価格	
総合評価落札方式による工事	低入札価格調査	低入札価格調査

□ 建設工事関連業務委託

a 調査基準価格算定方法の改正

経費区分	【改正前】			【改正後】		
	測量	調査	コンサル	測量	調査	コンサル
直接経費の額	100%	100%	100%	100%	100%	100%
間接経費の額		100%			90%	
諸経費相当額	30%	30%	50%	40%	40%	60%
技術経費			50%			60%
上限～下限	80～60%	85%～2/3	80～60%	80～60%	85%～2/3	80～60%

コンサル：土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント

b 失格数値基準算定方法の改正

経費区分	【改正前】			【改正後】		
	測量	調査	コンサル	測量	調査	コンサル
直接経費の額	80%	75%	90%	80%	75%	90%
諸経費相当額	50%	50%	50%	50%	50%	60%
技術経費			50%			60%

地質調査業務においては、直接経費と間接経費の合計額

(2) 総合評価落札方式の拡充

平成22年度の取組み

地域において信頼性・社会性を有する企業により適切な評価と、公共工事や技術者の減少に対応するための対策の実施及び検討を行った。

イ 設計金額4千万円以上の工事での、原則全面実施

ロ 地域企業を適切に評価するための評価項目の追加

ハ 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の評価対象期間の延長

ニ 配置予定技術者の施工経験の評価において、経験として認める従事役職への現場代理人の追加

ホ 審査業務の適正化と円滑化を図るため、評価対象となる技術資料の入札参加者による自己評価及び事後審査の試行

ヘ 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入検討

実施結果

イからニについては、「総合評価落札方式運用ガイドライン」を改定し、平成22年4月1日以降の公告案件から適用(347件実施)

ホについては、試行要領を定め、昨年7月15日以降の公告案件から適用(118件実施)

ヘについては、土木コンサルタント業務におけるガイドライン素案を作成

「品質等確実点」等の導入

技術力と信頼性、社会性を有する企業を適切に評価し、公共工事の品質を確保するため、平成23年度において、以下の内容により拡充を図った。

イ 低価格入札工事において、工事成績評点が低い傾向にあり、適切な施工体制と品質が確保されない恐れがあることから、現行の加算点に「品質等確実点」を導入した。

ロ 簡易型における技術資料及び入札参加資格の事後審査について、更なる適正化・円滑化を図る観点から、対象工事の範囲を拡大した(4千万円未満 8千万円未満)。

ハ 土木コンサルタント業務における総合評価落札方式について、試行ガイドラインを策定するとともに、該当業務がある場合には試行する。

ニ 建設工事や技術者の減少に対応し、工事成績評定の評価対象期間の拡大及び施工実績の評価対象工事の拡大を図った。

イ、ロ及びニについては、平成23年5月1日以降に公告する案件から適用。

(3) 「予定価格の事後公表」の試行継続

平成21年度の試行の結果、平均落札率や低入札の発生率などにおいて、明確な優劣が認められないことなどから、山形県公共調達評議委員会の意見を踏まえ、試行を継続して実施した。

なお、試行内容は平成21年度と同様、「原則として設計金額3千5百万円以上の工事については事後公表、3千5百万円未満の工事についても1割程度は事後公表」として実施した。

実施結果

試行件数

	発注件数 (一般競争全体) (a)	うち事後公表	
		件数(b)	割合(b/a)
	3千5百万円以上	219件	139件
3千5百万円未満	910件	67件	7.4%
計	1,129件	206件	18.2%

【H21年度における事後公表の実施割合は17.1%。】

平均落札率等

イ 平均落札率(単純平均)

90.1%で、同時期の事前公表案件の89.7%と比べると0.4ポイント高くなっているが、平成21年度の試行期間と比べると1.5ポイント低い。

なお、村山総合支庁本庁舎、同北庁舎及び置賜総合支庁本庁舎では87%を下回っている一方で、置賜総合支庁西庁舎では94.3%になっているなど、地域による差が見られる。

	一般競争全体		
		事後公表	事前公表
3千5百万円以上	89.6%	89.9%	89.1%
3千5百万円未満	89.8%	90.3%	89.8%
計	89.8%	90.1%	89.7%

ロ 低入札の発生状況

最低制限価格制度対象の38件中、最低制限価格未満の入札があった案件は18件(47.4%)、また、低入札価格調査制度の対象となった168件中、調査基準価格未満の入札があった案件は34件(20.2%)あった。【平成21年度の事後公表分と比較

して、最低制限価格未満は34.6ポイント増、調査基準価格未満は7.7ポイント増。】

同時期の県土整備部発注案件全体では、低入札価格調査制度の対象となった374件中、低入札価格調査の発生件数は50件（13.4%）となっており、事後公表が7ポイントほど高い発生状況となっている。【平成21年度と比べ、3ポイント増。】

（4）20者ルール of 取扱いに関する緩和措置の試行継続等

地域企業の受注機会増大に配慮し、応札可能な業者数を概ね15者（下限12者）で可とする緩和策の試行を継続して実施した。

実施結果

試行件数等（件数を除き、平均値）

件数	予定価格	落札率	応札見込者数	入札者数
77	12,520千円	94.6%	15.2者	6.1者

業種別には、「舗装」（33件，42.9%）で最も多く、次いで、「土木一式」（29件，37.7%）の順となっている。

（5）入札参加資格要件としての「施工実績要件」に関する緩和措置の試行継続等

設計金額500万円以上1千万円未満の建設工事に係る入札参加要件として、設定が必須とされている施工実績要件について、「必要に応じて設定」とする緩和策の試行を継続して実施した。

また、品質に対する影響を検証し、本格実施の是非について検討を行った。

実施結果

試行件数等（件数を除き、平均値）

件数	予定価格	落札率	平均入札者数	成績評定点
114	7,553千円	90.4%	6.4者	75.2点

成績評定点は年度内に完成したもののみ

業種別には、「土木一式」（69件，60.5%）で最も多く、次いで、「とび・土工・コンクリート」（19件，16.7%）の順となっている。

（6）地域技術力増進事業の検証継続

当該制度を適用した試行工事について、地域技術力増進や品質確保に関する取組みなどの検証を継続して実施した。

実施結果

平成21年度事業である「主要地方道米沢高畠線 長手トンネル工事（工期は平成23年1月まで）」で実施し、完成まで、施工者による検討会や講習会等の地域技術力増進に係る取組みを48回開催した。

施工者による検討会や講習会の取組状況の調査、受注者に対するアンケート調査を行った結果、施工管理・品質管理に係る新たな技術の向上に有益であった旨の回答が得られ、工事成績も高評定点となった。

（7）共同設計方式の試行継続

平成21年度に実施した試行業務の履行状況や構成企業の共同関係などを踏まえ、試行を拡大して実施した。（平成21年度の実施件数 1件）

実施結果

業務履行の円滑化と業務の品質及び地域企業の技術力の向上に繋がることから、試行を継続・拡大して実施することとし、平成22年度は、土石流・地滑り基盤図作成業務委託で5件、道路予備設計で1件実施した。

（8）受発注者間双務性の向上

受発注者関係者をメンバーとする土木工事施工円滑化推進会議やブロック別意見交換会を開催し、契約変更の円滑化及び適正化を図る「設計変更ガイドライン」の策定と、現場における諸課題への対応について検討を行った。

実施結果

平成21年度に「山形県土木工事施工円滑化推進会議」を受発注者間で設置（平成22年3月15日）し、平成22年度は、本会議1回、作業部会2回とブロック別意見交換会を4回開催した。

施工の円滑化に係る設計変更ガイドライン等を含む「土木工事施工円滑化関係集」を作成し、関係機関へ通知（平成23年1月18日付け）した。

また、周知徹底を図るため、県ホームページに掲載するとともに、受発注者を対象に県内2会場で説明会を開催した（平成23年2月2日県庁、2月9日庄内総合支庁）

(9) 土木一式工事における規模別発注基準の見直し

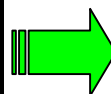
建設工事における発注状況を見ると、特に、土木一式工事のAランク（設計金額9,000万円以上）工事において、発注件数及び発注金額の減少傾向が顕著になっていることから、Aランク業者の高い技術力をより積極的に活用するため、土木一式工事における規模別発注基準の見直しを行った（平成23年4月1日以降に公告又は指名する案件から適用）。

【改正前】

建設工事の種類	等級 (入札参加範囲)	工事の設計金額
土木一式工事	A	9,000万円以上
	A、B	9,000万円未満 3,500万円以上
	B、C	3,500万円未満 1,000万円以上
	C、D	1,000万円未満

【改正後】

工事の設計金額
8,000万円以上
8,000万円未満 3,000万円以上
3,000万円未満 1,000万円以上
1,000万円未満



(10) 試行の継続等

以下の項目について、平成23年度においても試行の継続や見直しを行うこととした。

「予定価格の事後公表」の試行継続

試行を継続するとともに、土木一式工事に係る規模別発注基準の見直しに併せ、試行対象工事の設計金額の区分額を「3千5百万円」から「3千万円」に引下げ

一般競争入札（条件付）における入札参加資格の事後審査について、更なる適正化・円滑化を図る観点から、対象工事の範囲を拡大した【4千万円未満 8千万円未満】（平成23年5月1日以降に公告又は指名する案件から適用）

20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行継続

入札参加要件としての「施工実績要件」に関する緩和措置の試行継続
共同設計方式の試行継続

受発注者間双務性の向上

「土木工事施工円滑化関係集」について周知を図るとともに、各工事現場において検証し、必要な改善を図る。

2 山形県公共調達評議委員会の開催

平成22年度において、2回の委員会を開催した。

なお、各委員会における審議の状況は、次のとおり。

(委員会の資料は、資料編52頁以降に掲載。)

平成22年度第1回委員会(平成22年5月19日開催)

平成22年度第1回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

- 1 開催日時：平成22年5月19日(水)13:30～15:15
- 2 会場：山形県庁 1001会議室
- 3 出席者：委員 五十嵐委員、石川委員、楠委員、坂本委員、永沢委員、
新井野委員、升川委員
県・事務局 鹿野県土整備部長、大沼県土整備部次長、松尾整備推進監兼県土整備部次長など17名
- 4 議題：(1)平成21年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
(2)平成22年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
- 5 審議経過
主な質問、意見等は以下のとおり。

【平成21年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて】

(低入札に対する調査基準価格の引き上げについて)

委員：土木部の平均落札率の推移をみると、建設工事と工事関連業務委託との間に差があり、また、県内業者の受注率の推移でも同様の差がみられるが、これをどのように理解すると良いのか。

県：建設工事と工事関連業務委託との落札率の差については、建設工事の場合、原材料など固定的な経費が多く部分を占めていることから、受注額を引き下げられない状況がある。一方、業務委託の場合は人件費の占める割合が大きいため、良いことではないが、その部分で受注額を引き下げていることが考えられる。また、県内業者の受注率の推移については、建設工事の場合、県内業者が施工可能なものが多いが、工事関連業務委託の場合、高い専門性が要求されるものも多く、県外の専門業者が受注する機会がどうしても多くなっている。このことから、昨年度、共同設計方式を試行し、地元企業の専門技術の向上を図るとともに、県内業者も受注できるような取り組みを行っている。

委員 : 建設工事の低入札の推移をみると、制度改正に伴い失格が増えているが、この状況をどのように考えているのか。県内業者の数は減っていない中で、工事量が減っていくことを考えると、低入札の発生により、手抜き工事が出てくるのではないかと心配される。何らかの対策が必要なのではないか。

県 : 失格者が多くなっているということは、調査基準価格未満で入札した場合、落札することが難しくなっていると考えられ、健全な建設業者等の育成と適正価格の考慮ということに繋がるものと考えている。また、「ダンピングをやると失格する」ということを明確に示すということを取組んできている。県内の建設業者数があまり減っていない中で、建設業者1者あたりの受注額が半分ぐらいになっており、厳しい競争になっていると理解しているが、一定の利潤を確保しながら、品質確保及び適正な価格を考慮するという中で、あまり安く受注されると品質に問題が生じる恐れがあり、今後とも低入札対策を図っていききたい。

委員 : 競争が厳しくなる中で、利潤も出なくなってくると、次に考えるのは「手抜きができないか」ということになるのではないかと。検査を含め、今の体制でそういう心配は無いのかどうかお聞きしたい。

県 : 工事完成時に、検査員が基準に基づいて検査を実施しているが、その時点では予想されなかった事態が発生する可能性も考えられる。それを防ぐ方法として、各々の工事に配置されている監督職員が、完成時の検査だけでなく、工事の進捗に応じて確認していくことが必要で、引き続き徹底していく。
なお、万一、完成してから不備が生じた場合には、契約上の瑕疵担保として明記しているため、最大10年としている規定を適用して対応していくこととしている。

(予定価格の事後公表の試行拡大について)

委員 : 予定価格の事後公表については、今後、継続して検証していくということだが、大きな工事と小さな工事では落札率が逆になっているということもあり、評価しにくい状況にあるのではないかと。他の自治体も様々な方法で試行しているので、それらのデータも参考にしながら、多角的に検証したらいいのではないかと。

委員 : 予定価格の事後公表の試行結果で、「再度入札をしたところ、落札者以外の全入札者が辞退又は未入札となった」とあるが、

事後公表であるから 1 回目の時には予定価格は知らない筈で、全員が「辞退又は未入札となった」ということをあえて記述しているのは、何か不自然だと感じたからなのか、または問題があると考えているからなのか。このような記述があると、談合があったのではないかと疑念を持ってしまう。

県 : この記述は入札結果の事実のみを記載したもので、検証したものではありません。結果については、事後公表を行った入札案件のうち 8 件については、入札参加者全員の入札額が予定価格を超過したため再度入札を行ったというものである。そのうち、6 件については複数の入札参加者が、2 回目に予定価格以下の範囲にあったため、その中で最低価格の者を落札者として決定した。残りの 2 件については、2 回目に予定価格を下回ったのが 1 者のみであり、その他の参加者は価格が見合わない判断して入札を辞退したとの結果であると考えている。

委員 : 通常の手続きであり、談合などの不正は無かったということで理解した。

委員 : 談合の問題は、公平性・透明性を欠くものである。工事量が半分になっているのに、建設業者の数は 2 割程度しか減っていない。このあたりが、談合の温床とも成り得る気がするので、業界の体制について、県も目配りをして、不公正の無いようにお願いしたい。

(共同事業・共同設計制度の創設について)

委員 : 共同設計方式における瑕疵については、仕事の内容と責任分担はどうなっているのか。

県 : 契約上、瑕疵担保により対応することとしている。具体的には、設計共同体を組んだ際、契約前に役割分担などを内容とした協定書を取り交わし、この協定書の中で、共同体を解散した後でも瑕疵があれば、構成員は共同・連帯して責任を負うことになる。

(入札参加要件見直しについて)

委員 : 施工実績要件を見直しているが、実績要件を確認するものとして、どの程度詳細なデータを求めているのか。

県 : 今回の見直しは、実績の無い業者の新たな参入を図るため、入札参加要件を緩和したもので、試行として実施している。施工実績要件を証明するものとして、コリンズという全国的なデータベースの工事カルテの写しや工事成績書、工事の設計書の写しの提出を求めている。

平成21年度の入札契約制度改善の取組みについては、報告内容について了承された。

【平成22年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて】

(新たな「過度な低価格入札の抑止策」の導入について)

委員：平成22年度の改善の取組みの方向性は良いと思う。ただ、急激に環境が変化しているので、新たな「過度な低価格入札の抑止策」について、もう少し踏み込む必要があるのではないかと。昨年度の場合、国の予算では、当初予算に第一次・第二次補正で約3割増加したが、今年度については、その3割分が減り、さらに、当初予算で3割減るということは、相当な工事量の削減である。平成22年度に入って、業者数も3割から5割が淘汰されるだろう、建設業を取り巻く環境が変わってきたと、新聞等で行われている。

このような中で、調査基準価格を下回った場合でも、調査して契約するということが本来のやり方だとは思いますが、厳しい状況にある業者がひしめく状況になるので、契約できる確率があるなら調査基準価格を下回っても構わないという様に、業者の考えが変わってしまわないかと心配している。調査基準価格は厳正なもので、下回ったら基本的には契約できないようにした方が良いのではないかと。

委員：業務委託については、設計金額7百万円以上としている対象基準を引き下げるべきではないか。国は予定価格1千万円超が対象であるので、これと比べれば、山形県の場合、調査対象の基準額を3百万円まで引き下げてもいいのではないかと。今年度の開札状況をみると、7百万円未満でもかなり失格者が出ており、基準額を引き下げる必要があると考えている。対象基準額の引下げの検討をお願いしたい。

県：委員からご指摘をいただいたので、さらに実態をみながら検討したい。

(総合評価落札方式の拡充について)

委員：建設コンサルタント業務の総合評価落札方式は、どのような基準で導入しようと考えているのか。

県：他県の評価項目などを参考にしながら、評価基準を検討しているところである。基本的には、建設工事と同様に、企業の実績や成績評点、配置する技術者のこれまでの実績や資格等を考えている。また、業務委託は人の技術によるところが大きいので

で、建設工事の場合より技術者に係るウェートを高くしたいと考えている。さらに、建設工事の場合に取り入れているボランティア活動や災害協定などの社会貢献に関する項目を加えることや、業務の内容を理解しているかどうか簡易な形式で記述してもらうことなども検討している。

委員：総合評価落札方式は、価格以外だけをみるプロポーザルと、最低価格落札方式との間に位置付けられている。しかし、価格とプロポーザルのどちらを止めて総合評価とするのかで、意味が違ってくる。国交省の懇談会では、コンサルタント業界からの意見として、「価格だけでなく、それを総合評価にするということであれば分かるが、プロポーザルを止めて総合評価にして、結局、これでダンピングになったら意味が無いのではないか」という指摘がされている。どうしても、発注者は随意契約を嫌がるが、品質等を考慮した上で発注するというのであれば、随意契約で行っていいのではないかと思っている。

総合評価では何をみるのかということのを慎重に考えていかないと、いろいろ問題が出てくるのではないか。例えば、経験を重視すると、一部の業者に発注が集中し、その業者が受注すると、そこに経験が集まるという様に、総合評価のやり方次第では、一部の業者だけに集中してしまっていて、他の業者が全く落札できないということが危惧される。実際にどういった影響があるのかを、慎重にシミュレーションをして考えながらやらないといけないと思う。こういった議論も国交省の懇談会でされているので、参考にされたら良いと思う。

県：当面、試行しながら、また、シミュレーションしながら、制度を固めていきたいと思うので、今後ともご指導いただきたい。

審議の結果、入札契約制度改善の取組みの方向性については、提案どおり了承された。

【その他】

委員：平成22年度の上半期と下半期の発注割合はどうなっているのか。状況をみると、下半期の発注割合が高くなっていると思っているが、平準化の対策はとっているのか。また、国の補助金について、国の予算執行が遅れた場合、発注が遅れてしまうと思うが、その場合、工事の完了時期と会計の支出の期間を

ずらしても良いのではないかと考えているが、考え方をお聞きしたい。

県 : 平成22年度の上半期の発注目標は77%としている。また、総合支庁の発注状況を見ると、特定の時期に集中して発注してしまうことが見受けられることはあり、これは、国や県の予算が通った段階で集中して発注せざるを得ないということによるものである。ただし、業界の方からも、同時期に発注されると現場の対応等が大変なので、平準化して欲しいとの指摘があり、事業担当課とも議論していかないと、すぐに改善するのは難しいと思うが、引き続き検討していきたい。

また、予算については、年度内執行が原則であるが、年度を跨った執行については、債務負担行為という形で執行できるし、発注時に年度内に終了しないことが明らかな時は、繰越しという手続きをとることで、翌年度に予算を繰越しできる手続きもある。既存の制度を活用しながら、特に、4・5月の工事の切れ目のない発注や、現場の稼働時期を考慮した発注について、引き続き検討していきたい。

委員 : 業務委託の県内業者の受注割合は、平成21年度では件数ベースで70.7%となっているが、金額ベースではもっと下がるのではないかと。業務量が極端に減っている中で、県の限られた予算については、県内業者が受注できるようにしてもらいたい。そのため、共同設計方式はもっと活用して欲しい。

また、業務委託の発注は指名競争入札であるが、指名業者に入っていない案件については、案件名くらいしか分からない。参考意見であるが、県外に発注された案件については、県外にしか発注できない業務であるのか、それとも、県内でもできるものであるのか、検討する機関を設けてみてはどうか。

委員 : 大規模施設の建設工事や改修工事を行う場合、仕様書の中で、メーカーとか品番が決められていて、県内の企業や商店では仕事ができない例が相当あると言われている。品質が同程度の物であれば、山形県内の企業や商店の皆さんが取り扱っている物を入れていただけないものか。今後、入札制度の改善を図る上で、取り入れていけるのか所見があれば伺いたい。

県 : 建設工事等での一般的な発注のやり方では、例えば、「型番番又は同等品」という形で、仕様書や図面の中で必ず「同等品」という言葉を使っており、メーカーあるいは取扱い業者が限定されることは避けるように指導している。しかし、話にあった様な事例があれば、きちんと指導していきたい。

委員 山形県の建設業界がどの方向に進むかということは、大きな問題だと思っており、建設業から円滑に業態転換できるスキーム作りについて、相当力を入れていかないと、公共調達の公正性等にも影響が生じかねない事態になると思っている。

山形県の場合、平成8年から廃業率が開業率を上回っており、どんどん産業が衰退し、それに伴って人口も減っている。同じような現象が建設業界でも深刻になると思っている。意見として聞いていただきたいが、ニュービジネスを展開するような、例えば、林業で間伐材の切り出しを建設業者がやるとか、経営資源と人と資材を活かして業態転換できるような仕組みを、なるべく早く検討する場を設けるべきだと思っている。

以上

平成22年度第2回委員会（平成23年2月22日開催）

平成22年度第2回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

- 1 開催日時：平成23年2月22日（火）10:30～11:50
- 2 会場：山形県庁 講堂
- 3 出席者：委員 五十嵐委員、石川委員、楠委員、永沢委員、新井野委員、升川委員
県・事務局 鹿野県土整備部長、土海会計管理者など18名
- 4 議題：(1) 平成23年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
- 5 審議経過
主な質問、意見等は以下のとおり。

【平成21年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて】

（見直しの方向性等について）

委員： 昨年、酒田市内で建設中の障がい者支援学校の見学会に参加した。県産材を使用した木造の建物であり、大工さんが1日あたり延べ60人も働いていた。県産材は酒田で製材されていたが、請負ったのが村山地域の業者ということもあり、地元である飽海の大工さんは1人も入っておらず、ほとんど最上地域の方々であった。なぜ最上地域の大工さんを使っているのか、飽海の大工さんに聞いてみたところ、「話はあったけれども、手間が合わなかったのでお断りした」とのことであった。

県産材の使用が、これからは公共の建物で多くなると伺って

いるが、地元密着型ということであれば、地元の職人をなるべく使えば地元も潤うことになるので、県全体を要件とするという考え方だけではなく、より地元密着した形での仕事ができないのかと感じているが、どのように考えているか。

県 : 入札契約制度の中で、その点を改善していくというのは、なかなか難しい問題だと思う。元請業者の入札参加については、地域要件というものを入札公告の中で定めることとしている。地域要件については、1千万円未満であれば「総合支庁本庁舎又は分庁舎管内の複数市町村の区域内」というのが、県として最も狭い範囲になっている。一番広い範囲が、9千万円以上23億円未満で県内全域になっている。ランク区分で言うと、例えば、土木一式工事ではAランク業者のみが県を範囲とした入札に参加可能で、建設工事の規模に応じ地域要件を段階的に広げるような形となっている。今回、庄内地域で規模の大きい建設工事があったが、公正な競争を確保する観点から県内全域を範囲として入札に参加できるということになる。元請業者が下請業者などと契約することについては、民間同士の話となるので、入札契約制度の中で縛るということは困難であると考えている。ただ、今後とも、入札契約制度の中のできる範囲で、地域要件について意を配っていくということはしていきたいと思っている。

委員 : 発注者別評価点の改正については、見直しの方向性自体は良いことであると思うが、この客観点690点と発注者別評価点410点との割合というのは、他の都道府県と比較してどの程度の位置にあるのか教えていただきたい。

こういう形で発注者別評価点を重視するようになると、地域の建設業者のウェイトが高くなっていくと思うが、上位に上がることによって、逆に大変な競争になってしまう可能性があり得るので、上位に上がってしまっても、下の方の入札にも入れるという点については、配慮されてはいると思うが、気づいた点なので話をしておきたい。

県 : 発注者別評価点については、具体的な数値は手元に無いが、東北6県での比較を試みた中では4番目あたりのウェイト付けとなっている。

また、特に委員が心配されているのは、国の制度で、上位にランク付けされてしまう業者が、下のランクに留まれるような措置をとっていることではないか。本県の場合、そのような措

置はとっていないが、国では、ランク区分と工事金額が1対1に決まっているが、例えば、本県の土木一式工事でしてみると、一番上の区分はAのみ、2番目の区分はAとB、3番目の区分はBとC、4番目の区分はCとDというように、ランク区分が動いても、比較的、対応可能だと考えている。

委員：1級技術者数が評価項目として新設されているが、数はどのようにカウントするのか。

また、資格の種類については、どのようなものが対象か。

県：経営事項審査の中で1級技術者としてカウントされた人数をそのまま発注者別評価点で加点することとしている。資格の種類は様々あり、1級土木施工管理技士や技術士などが該当する。会社に属している技術者の数が経営事項審査に出ているので、その人数をもとに発注者別評価点として加算するという方法をとっている。

委員：一人で複数の資格を持っている場合はどうなるのか。

県：経営事項審査においてカウントされているのであれば、発注者別評価点でも加点されることになる。

(土木一式工事に係る規模別発注基準の見直しについて)

委員：公共調達に関連する質問で、一点目は、国の補助金が一括交付金化される点について、どういう事業が該当し、どういうシステムになるのかなど、内容が見えない現状である。本県における建設工事の発注量がどのくらいになるのか見通しが分かれば教えていただきたい。

二点目は、これだけ工事量が減少し、財政状況も大変厳しい中で、メンテナンス中心の工事のあり方を考えなければならない時に、構造物の長寿命化に対する配慮はどの程度なされているのか教えていただきたい。

三点目は、河川や道路、橋梁などの公共事業による構造物については、いずれ更新しなければならない時に、財政措置が可能なかどうか。将来、県土整備ができなくなるのではないかと懸念があるので、その点についても教えていただきたい。

四点目は、今、「新しい公共」という概念が打ち出されてきており、業態転換などとの関係があるような気がしている。積極的に公共投資のあり方を見直す時期にきていて、エネルギー分野、農業分野や森林分野への進出などが考えられるが、「新しい公共」への積極的な取組みがどうなっているのか。これが

らの長期的な検討課題になると考えているので、この点について分かれば教えていただきたい。

県 : 一括交付金については、国の予算としては社会資本整備交付金から一括交付金に回すということで制度が変わるという情報は得ているが、具体的な内容については、未だ県に対しても連絡が無く、こちらとしても早く知りたいと思っている。

二点目と三点目について、分かる範囲でお答えすると、公共施設の長寿命化を県土整備部では行っているが、最初に始めたのが橋梁であり、道路の舗装にしても長寿命化が必要であり、ある程度展開している。新しく架け替えたりするというサイクルの中で、長寿命化という考え方をしている。予算の平準化という視点も入れて、長寿命化を行うということになる。一番心配されている橋梁や舗装、河川工作物などについて、来年度においても積極的に取り組んでいくこととしている。

四点目の新分野進出の具体的な施策については、新分野に進出していかないと、建設業だけではなかなか公共投資の減少に対応できないのではないかとということで、まずは、新分野進出を支援しているという旗振りをする事だと思っている。

支援内容は、「新分野進出支援事業」として啓発パンフレットの作成・配付を行うほか、新分野進出優良事例を顕彰している。また、経営相談事業として、新分野に進出希望のある業者からの相談を、回数はわずかではあるが無料で受けられるように予算措置している。このほか、新分野進出フォーラムという大会の開催や、新分野進出モデル支援事業補助金を75万円ずつ2件に対し補助し、新分野進出を奨励する措置を行っている。来年度もそのような方向性で進めていくこととしている。

委員 : 事業量が少なくなっており、業者は皆大変な状況にある。現在、Bクラスが1千万円から3千5百万円未満、Aクラスが9千万円超という区分であるが、Aクラスの仕事量が非常に少ない。また、大きな工事も少ないという時代になって、8千万円超に見直すという話であるが、5千万円という数字も、金額的には相当大きな数字ではないかと感じている。そういう点からすると、Bクラスは5千万円未満、Aクラスが5千万円超ということになれば、バランスが取れているのかなと思う。8千万円でなくて5千万円まで引き下げる方が、上下のバランスがちょうど良いのかなと思うので、意見として申し上げたい。

県 : 規模別によって要望は様々あると思うし、いろいろ御意見を

伺うことがある。単年度における1回の変更で建設業者の皆さんが耐え得るところはどの程度かということ、ひとつには考えた。1回の変更としては、1千万円下げる程度が、まずは限界なのではないか。実際、A・Bランクのところでの競争で、どちらがどの程度受注しているかを調べてみたところ、Aランク業者もだいぶ受注しているので、3千5百万円以上のところを3千万円以上にしても、Aランクの業者が受注できるということからすれば、もちろん、競争ということは残るけれども、何とか耐えていただけなのではないか。あるいは、Bランクの業者も8千万円以上のところは参加できなくなるけれども、それでも何とか耐えていただけなのではないか。Cランクの業者も3千万円未満となり、厳しくはなるが、考え方としては痛み分けということで、御理解いただきたいというのが趣旨である。

大きな見直しをすると、必ずどこかに大変痛むところが出てくることに今回は配慮したところであり、5千万円まで引き下げてはどうかという意見であるが、御理解いただきたい。

委員：今年度の公共投資額をみると、過去に例の無い落込みであった。それに伴う急激な公共投資の減少は、特に山形県で厳しい状況になっている。山形県では、農業従事者が農閑期に建設業に従事していることが多い。建設業があることで農業も成り立っているということが結構あると思う。建設業の仕事が無くなると、農業も駄目になるということも考えられるので、公共投資を増やすようお願いしておきたい。

規模別発注基準の見直しの傾向は良いが、計算してみると、受注機会が最も多いのがBランクになるが、できれば企業で抱えている技術者数も斟酌しながら見直してはどうか。そうすると、8千万円という金額がもっと下がる可能性もあるのではないかと思うので、検討されてはどうか。

土木一式工事に係る規模別発注基準の見直しについては、提案のとおり進めることで了承された。

(低入札価格調査制度の見直しについて)

委員：建設工事の調査基準価格と失格数値基準で、現場管理費と一般管理費の率を引き上げるとの説明があった。建設業界の疲弊が具現化しつつあるとの説明であり、その点から見直すのは結構だと思うが、例えば、利益率が向上するとか、再生産能力

が高まるとか、どの程度効果があるのか教えていただきたい。

県 : 今回の見直しで、調査基準価格が 83 パーセントから 89 パーセントに上昇すると説明したが、現行基準では、入札件数と契約件数のピークが 2 つあって、一つは、調査基準価格相当の 83 パーセントのところに集中している。もう一つは、普通に入札しているところで、予定価格を若干下回る 97 - 98 パーセントのところにピークがある。83 パーセントのところは、自社で積算してこれならプラスにできるということよりも、県の調査基準価格を読んで、そこを目指して入札してきていると考えている。

建設業者の方々は、現状では、儲けを出すというよりも、仕事を受注しないとどうしようもないという感覚を持っており、83 パーセントぎりぎりを狙ってくる。それが低入札になって、落札率も下がってくるという流れになってきていると思う。落札の状況を見ていただくと、83 パーセントのところ一つ山があって、それから 94 - 95 パーセントのところにもう一つ山がある。95 パーセントというのは、利潤が出るころだと思っているが、83 パーセントというのは、利益が出ていないという感じを持っている。したがって、これを 89 パーセントまで引き上げるといふ、少し思い切った見直しをしてみたということである。

ただ、利益率にどう跳ね返るかという効果について判断することは、かなり難しい。県の落札率が、ここ 3 年ほど少し上昇してきている状況にある。総資本経常利益率をみると、平成 20 年度はマイナス 2.84 であり、東日本平均でマイナス 1.05 であった。それが、県の落札率が少し上がった昨年度は、マイナス 1.86、東日本平均がマイナス 1.73 ということではあった。県の落札率がどの程度関与しているか実証していないのでよく分からないが、少し上がっている。これまでの推移をみると、平成 16 年度以降マイナス状態がここ数年連続しているので、このままでは倒れてしまうのではないかと心配している。特に、下請業者の労働者の賃金への跳ね返りを考えると、県だけの措置であるが、少し利益を出してもらおうという提案をさせていただいたものである。

委員 : 建設工事関連業務委託で調査基準価格や最低制限価格を組むこと自体が、なかなか難しい分野ではあると思う。中央公契連モデルに準じるとあるが、何パーセントであれば品質を維持

する上での水準なのかということは、合理的に出せない分野だと思っている。ただ、スキルを買うという業務については、そもそも100パーセントで当たり前ではないかという考え方が当然あって、値段を下げること自体がおかしいと。その中で、中央公契連が数値を出したということが一つの基準だとは思いますが、例えば、ここで示している数値がどのくらいの根拠があるのか、もし分かれば教えていただきたい。

それから、最低制限価格や調査準価格等を決める時に、何パーセントにするのが問題になる。現状をみると、利益を度外視して取り合いになっており、潤沢な工事量があって、経営が安定しているという中での競争とは、全く違う状況にあると思う。工事量が潤沢で、経営も安定しているのであれば、もし、仮に低い価格でもやりたいという業者がいれば、例え50パーセントであってもやってもらうということもあるが、今は利益を度外視して取り合いになっているので、品質の面で保障できないとなると、発注者の責任で品質の維持を考えないといけない。こういう状況の中で、どのくらいの率が望ましいのか、そこは大胆な率を出しても良いのではないかと思う。ただ、そうすると競争が機能しなくなって、全ての業者が生き残ってしまう。そうすると、いつまで経っても状況が改善しないという見方も、当然ある。判断が難しいが、他の自治体がどうか、国がどうかというのではなく、山形県はこうしたいという考え方を決断するのであれば、大胆な数字を出しても個人的には良いと思う。

県 : 1点目については、答えを持ち合わせていない。これまで、中央公契連の数字を使ってきたが、建設工事については、これではもう立ち行かないだろうということで、この度は大胆に見直しさせていただきたいということである。

なお、建設工事関連業務委託についても、様々な課題はある。未だ指名競争入札を行っているということや総合評価落札方式が導入の端緒にあるということで、中央公契連のモデルに従った改正にとどまっているというところである。

委員 : 基本的に、予定価格は実勢に基づき積算されていて、本当は、100パーセントで落札されるものだと思う。ただ、100パーセントでは落札できないので、そこから引いて応札しているということであるが、83パーセントというのは、本当は施工できない数字で、まず落札してから考えるという水準だと思

う。そういう意味では、今回、調査基準価格の水準を89パーセントへ見直すことは、方向性として大変正しいという感じを持っている。できれば100パーセントに近づけていくよう、今後、検討していただきたい。

委員：建設工事関連業務委託に関しては、調査基準価格と失格数値基準の改正案のとおりで良いと思う。

ただ、固定費が結構かかり、そのうち人件費が高い。技術者を抱えていないと受注できず、また、その技術者に対しても基本的な教育をする必要があることから、費用がかかるということになる。

今年度、建設工事関連業務委託において、低入札の発生率が30パーセントにもなっている理由は、やはり、技術者を遊ばせておくよりも、少し安くても良いから受注したいということによってこういう結果になっていると思っている。我々の仕事は、建設工事の施工前に行う業務であり、品質は大切にしなければならないと思っている。落札率は、上がってきているとは思いますが、低入札の発生はまだまだ増える可能性が残っている。低入札価格調査は設計金額700万円以上が対象だが、700万円以上の業務量が公共投資の減少に伴い少なくなっていることから、対象金額の700万円を少し下げること検討されてはどうか。昨年からは非指名という新たな対策を実施しているけれども、これは業者にとって大変厳しい措置である。対象金額を下げることに併せることで、低入札の発生率も少なくなってくるのではないかと思う。

低入札価格調査制度の見直しについては、提案のとおり進めることで了承された。

(総合評価落札方式の拡充について)

イ 総合評価落札方式における「品質等確実点」の導入について

委員：結構悩ましい話だと思う。低入札になった場合に、工事成績評定点が低いという部分を考慮して評価値を下げるという仕組みについては、良く分かる。新たなスキームを作る時には、どこまでも細かくするというのは不可能なので、どこかで線引きをしなければならないということを考えるとこうなると思う。

しかし、業界からすれば無理をしているという話にはなるが、低入札で落札しても平均以上の工事をする業者も、少ない

けれどもいる訳で、低入札調査の対象になったので点数を引くということについて、納得できるかどうかという話になると思う。

ただ、個別にみればそうかも知れないが、制度全体としてはどこかで線引きするしかないから、こういうスキームにするということをきちんと説明できるかどうかだと思う。批判的に見る人は、今のようなことを言う方がいる。点数は下がったけれども、価格が低い方が良いのではないかという意見も当然出てくる。そこは、品質を守るためには、これくらいの水準で維持していかないと後で大変なことになるということ、説明しなければならぬと思うので、こういう批判に対して十分用意することが必要である。

総合評価落札方式における「品質等確実点」の導入については、提案のとおり進めることで了承された。

○ 土木コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入について
委員： 「価格以外の評価項目及びウェイト」のところで条件が4つ

示されているが、発注者側がどういう目的で、また、どういうミッションでどういった成果を求めているのかというメッセージをしっかりと打ち出すことが大前提になると思う。相当しっかり伝えていかないといけないと思う。

委員： 総合評価落札方式の導入によって成果がしっかり上がるように、また、ガイドラインを作成するにしても、本県の実情を踏まえて作成していただきたい。

委員： 国では、大規模な業務があるので、プロポーザル方式も結構行っているが、業界からは、プロポーザル方式で行うような業務まで総合評価落札方式で行うと、ダンピングが起きてしまうということを言われている。

また、総合評価落札方式については、例えば、特別簡易型の中で、技術者や企業実績をみるとなると、実績があった業者が多く受注して、結果的に、実績が無いところは受注できないということになり、一部の業者に偏るのではないかとということが懸念されている。そのため、考え方としては、成長を促すような枠組みと実績重視の枠組みとを作るようにしていかないと、実績があまり無い業者は受注できなくなってしまう訳で、受注できない業者に対して市場から出て行けというメッセージを出すのであれば、それははっきり言った上で、実績重視と言う

べきであると思う。そうでないのであれば、成長を促すような
枠組も必要であり、バランスを執っていくことが必要であると思
う。

土木コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入については、
意見を参考としながら提案のとおり進めることで、了承された。

(予定価格の事後公表の試行継続について)

委員 : 予定価格を探る不適切な動きがあったと書いてあるが、そも
そも事前公表を始めた理由が情報漏えい事件で、職員が逮捕さ
れてしまったというものであった。もちろん、事前公表してしま
うと、入札にあたって適切に積算されないなどの結果を招く
という批判がある。

以前だと贈収賄に発展するようなケースでも、最近は、情報
漏えい自体を取り上げるとようになっており、厳しくなっている
のは事実である。この間も、情報漏えいがあったが、適用され
た法律は官製談合防止法であった。この法律は、発注者が入
札の不正に関与したことに適用されるもので、当局も相当うる
さくなっている。その点では、リスクが高まるということにつ
いて、少し配慮が必要となる。ただ、コンプライアンスへの対
応をより厳格にするということとセットで考えないと、もし、
試行段階で不祥事が起きてしまうと、今後、事後公表はできな
くってしまうということになる。本格導入する前に止める
という選択肢になる可能性があるので、細心な注意をすべきと思
う。

さらに、試行段階なので問題は無いと思うが、全面導入とな
った場合に、先ほどの総合評価落札方式との関係で、低入札に
なった時に点数を加算しないと、ある種のペナルティー
になる。事前に調査基準価格が分かっていたら、その金額を下
回ったらずいだろうと予想できるが、事前に分かっていたら
なければ、仮に積算額を調査基準価格に合わせようとして、ほん
のわずかに下回ってしまったというだけで、点数がかなり下が
ってしまう。こういう仕組みは、他の仕組みとセットで考
えていかないと、いろんなところに波及してしまう結果とな
る。今は試行段階のため、そういうことは無いとは思
うが、本格導入となった場合は、他の制度との関係とい
うことも配慮すべきと思う。

予定価格の事後公表については引き続き試行継続とすることで了承された。

【その他】

委員 : 20社ルールの緩和措置を引き続き試行していくということであるが、例えば、2者だけを指名した場合、法的に何か抵触することはあるか。

県 : 無いと思われる。

委員 : 県内外の業者を合わせて一定の指名業者数を確保して入札しているが、今、雇用創出ということ在必死にやっている訳であるので、県内の業者が複数以上あれば、県内業者だけでいいのではないかと思う。一定の競争も図られる訳であるし、急激に業務量が削減されている中、県外業者を入れると、現状では県外に仕事が流れていく可能性があるので、県民の方々も理解してくれるのではないかと思う。県内業者では無理な業務であればやむを得ないが、そうでなければ県内業者だけの指名通知をするよう、是非検討していただきたい。

以上

3 入札・契約制度改善の経緯

数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ

	～平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
法令等				H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行		
談合事件			H13年1月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年9月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	
改善推進組織					山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）		
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札	H7年度WTO案件に導入	10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする		1億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（4千万円以上についても実施可能）	4千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（1千万円以上についても実施可能）	
	地域要件、格付け等					県内全域からの応札を3億円以上から1億円以上に拡大 主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	
	指名競争入札			意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定	
透明性の確保	監視機能		入札監視委員会の設置（契約金額2千万円以上・発注予定1億円以上の建設工事）				
	予定価格	H10年4月から工事価格500万円以上事後公表	H11年5月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表		
	積算内訳書		閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表		
	契約情報等公開	H10年9月経営事項審査結果公表			発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表	
	電子入札等					H15年11月試行	
品質の確保	低入札価格調査制度	H9年WTO案件に導入	公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	2億円を超える建設工事を対象とする	設計金額4千万円以上の建設工事に導入	設計金額4千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始
	低入札対象工事件数				410	307	299
	低入札調査件数				26	26	26
	発生率				6.3%	8.5%	8.7%
	多様な入札・契約方式			入札時VE方式試行	契約後VE方式試行		PFI事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行
	工事成績評定						要領を改正し評価の厳格化
	評定平均点の推移						（土木・農林全体）
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間			談合、贈賄を定めている期間の2倍とする			
	損害賠償予約条項					契約約款に10%を設定（建設工事） 契約約款に10%を設定（委託業務）	
	コンプライアンス						
	元請下請関係				指導要領策定	元請下請調査88件	89件
	談合情報等対応			現場説明会廃止			
	談合情報の推移				1	4	2
県内の建設投資額(億円)	H8ピーク9,601	8,953	8,062	7,086	5,976	5,355	
建設業許可業者数(年度末)	5,693	5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	
建設業倒産件数(暦年)	(H10) 37	35	43	42	52	48	
建設工事落札率(指名)		97.4%	96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	
建設工事落札率(一般)		-	-	92.9%	92.7%	92.9%	
建設工事落札率(計)		97.4%	96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	H17.04 品確法施行、 H18.01 改正独禁法施行	H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行		
H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査		H18年4月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年3月置賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起			
			H19年10月山形県公共調達改善委員会設置（外部委員組織）	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置（外部委員組織）		
			250万円超1千万未満の工事について4月から一部、H20年1月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入			
JV対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定		応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正	
業務委託の指名選定基準の制定			指名業者数を拡大			
測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加			指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査（1億円以上）を追加			
			事後公表の試行（H20年1～3月）	事後公表の試行（H20年10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年6～）	事後公表の試行継続（H22年4～）
内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化						
測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）		個々の入札結果をホームページ上で公開（H19年3月～）				
		本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施	
失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年1月～）			（業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入）	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入（H20年6月30日～）、調査基準価格の引き上げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H21年6月1日～）	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入（H22.5.1～）
	276	208	218	245	296	440
	40	20	19	23	21	37
	14.5%	9.6%	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%
13.4%						
総合評価落札方式の試行	契約後V Eの実施、総合評価落札方式簡易型実施（H18年1月～）		総合評価落札方式簡易型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に（簡易型）	簡易型と型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。（H22年4月）事後審査方式の試行（H22年7月）
	工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定					
	73.8	74.6	75.3	75.6	75.8	76.5
						76.7
			県機関（病院、企業局）の一本化			
			贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長			
			違約金特約条項改正（20%）			
		内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行（H20年1月～）		公共調達スキルアッププログラムの施行	
	97件	92件	82件	80件	80件	80件
マニュアルの統一化						
	7	1	8	2	4	0
	4,918	4,816	4,928	4,220	3,819	3,896
	5,767	5,579	5,408	5,184	5,115	5,083
	48	37	57	53	49	36
	93.2%	92.4%	92.5%	90.2%	90.8%	98.4%
	91.2%	90.5%	88.2%	86.7%	88.7%	91.3%
	91.4%	90.6%	88.5%	86.8%	88.7%	91.4%
						90.4%

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

1 物品関係

(1) 契約の方法

予定価格が160万円を超える物品については、平成19年度から、原則一般競争入札(条件付)によることとした。

予定価格160万円以下については、原則として電子調達システムによる見積り合せを行っている。本庁は平成19年度に「指名型」から「一般型」に移行し、総合支庁は平成20年度から「一般型」、その他の公所は電子調達システムによらず「文書による見積合せ」を行っている。

- ・一般型：登録された参加希望者の誰もが、見積合せに参加できるもの
- ・指名型：登録された業者のうち、指名された者が見積合せに参加できるもの

(2) 平成22年度における入札・契約の実施状況

1件の予定価格が160万円を超え、原則として一般競争入札(条件付)の対象としている物品について、調達方法の種類別で見ると、件数で随意契約による調達が7割、競争入札による調達が3割となっている状況が見られる。また、前年度と比較して、総件数が減少している中であって、競争入札によるものの構成比が低くなっている状況が見られる。

これは、「複数者の随意契約によるもの」の件数の大半を占める医薬品の調達が例年固定化しているのに対し、「競争入札によるもの」の件数が大きく減少したことによるものである。(表1)

また、「1者随意契約によるもの」については、種類が特定されている物品の国内唯一の販売店等からの購入や製造業者からの直接購入によるもの等となっている。

表1 物品調達の件数(前年度比較)

(単位:件、%)

調達方法	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度		増減(22-21) 件数
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの		142	20.5	321	38.2	212	29.8	109
随意契約によるもの	複数者	517	74.8	488	58.0	453	63.6	35
	1者	32	4.7	32	3.8	47	6.6	15
合計		691	100.0	841	100.0	712	100.0	129

予定価格が160万円を超えるものについて掲載

(3) 品質の確保

物品については、目視により完納検査時に確認でき、また、特定仕様の同等品を調達する場合に事前に仕様書の確認を行っていることから特に問題は生じていない。

2 印刷物関係

(1) 契約の方法

予定価格が250万円を超える印刷物については、平成19年度から、原則一般競争入札(条件付)によることとした。

予定価格 250 万円以下については、原則として電子調達システムによる見積り合せを行っている。本庁は平成 19 年度に「指名型」から「一般型」に移行し、総合支庁は平成 20 年度から「一般型」、その他の公所は電子調達システムによらず「文書による見積合せ」を行っている。

また、過度な低価格入札による県内経済・企業の疲弊や、そこで働く県民の雇用・賃金への悪影響を抑止するため、平成 22 年度から、予定価格が 50 万円を超えるもの（WTO 案件を除く）を対象に最低制限価格等を設定している。

(2) 平成 22 年度における入札・契約の実施状況

1 件の予定価格が 250 万円を超え、原則として一般競争入札（条件付）の対象としている印刷物の製造請負について、調達方法の種類別で見ると、件数で競争入札による調達が約 7 割、随意契約による調達が約 3 割となっている状況が見られる。（表 2）

表 2 印刷物の製造請負の件数（前年度比較）

（単位：件、％）

調達方法	年度	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		増減(22-21) 件数
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの		10	76.9	8	72.7	8	72.7	0
随意契約によるもの	複数者	0	0.0	1	9.1	1	9.1	0
	1 者	3	23.1	2	18.2	2	18.2	0
合 計		13	100.0	11	100.0	11	100.0	0

予定価格が 250 万円を超えるものについて掲載

なお、「複数者の随意契約によるもの」は、障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設との契約となっており、また、「1 者随意契約によるもの」は、原版所有によるもの等となっている。

(3) 品質の確保

印刷物については、目視により完納検査時に確認できることから特に問題は生じていない。

3 業務委託関係

(1) 業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で 8 種目、小分類で 49 種目に区分整理している。

（表 3）

表 3 業務委託の分類

大分類	小分類
1 建物等の保守・管理・運営	建物清掃 浄化槽・貯水槽の清掃・保守 警備 空調設備保守 自家用電気工作物保守 電気設備保守 通信施設設備保守 エレベーター・自動ドア保守 消防防災設備保守 施設設備の管理 受付・電話交換 ねずみ昆虫駆除 環境測定
2 廃棄物処理	廃棄物の収集・運搬・処分 汚泥、感染性廃棄物等の収集・運搬・処分
3 設備等の運行・点検・修理	自動車・船舶・航空機等 機械・機器・金属製品 設備（庁舎等以外） 楽器、音響、照明等
4 調査・研究	調査・分析 研究 検査・測定
5 情報通信・コンピュータ関連	システムの設計・開発 システムの運用保守 データ処理 データ・情報提供 データのオペレーション コンピュータの保守管理 その他
6 企画・製作	物品・看板 映画・ビデオ 写真・製図 広告・広報 イベント等の企画・運営 デザイン企画 ホームページ作成
7 運送・旅行	旅客運送 貨物輸送 旅行
8 その他	クリーニング 医事 検体検査 給食 環境保護 施設の管理運営 研修・講習・訓練等の実施 保険 監査・コンサルティング その他

これらの業務をその性質の面から見ると

- ア 品質確保のための入札参加資格条件設定が比較的容易な業務
(例) 建物清掃、廃棄物収集・運搬・処分等
 - イ 安全・安心の確保がより強く求められ、施工業者等のみ対応可能と思われる業務
(例) エレベーター保守、医療・環境関係を中心とした各種機器類の保守
 - ウ 業者の有するノウハウを利活用した質の高い成果を求められる業務
(例) 電算システム設計、イベント企画・運営
 - エ 信頼性、継続性が強く求められる業務
(例) 医事業務、検体検査業務
- など多種多様なものとなっている。

(2) 契約の方法

予定価格が100万円を超える業務委託については、原則競争入札(指名競争入札又は一般競争入札)としているが、「建物等の保守・管理・運営」及び「廃棄物処理」のうち12業務については、平成20年度から原則一般競争入札(条件付)としている。

また、平成22年度から、過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

なお、予定価格100万円以下については、文書による見積合せとしている。

(3) 平成22年度における入札・契約の実施状況

ア 予定価格が100万円を超え、原則として競争入札の対象としている業務委託のうち、1件当たりの金額が500万円未満のものが全体の約3分の2を占め、比較的少額な業務委託が多くなっている。

なお、政府調達に関する協定(WTO)の適用を受ける3,000万円以上の業務委託は、医療情報システム運用管理支援業務委託、山形県立図書館情報システム開発業務委託、路側式道路標識設置位置図作成業務委託などが主なものである。(表4)

表4 業務委託の1件当たりの金額の分布

(平成22年4月～平成23年3月、単位：件、%)

契約金額 件数等	合計	500万円未満		500万円以上	3,000万円以上
			うち300万円未満	3,000万円未満	
件数	1,143	765	510	336	42
構成比	100.0	66.9	44.6	29.4	3.7
参考：件数	942	653	462	252	37
前年度 構成比	100.0	69.3	49.0	26.8	3.9

予定価格が100万円を超えるものについて掲載

イ 予定価格が100万円を超える業務委託における調達方法は、件数で随意契約による契約が約8割、競争入札による契約が約2割となっている状況が見られる。また、前年度と比較して随意契約による契約の構成比率が増えている。

これは、品質確保のため設置・施工・開発業者への委託(設備・機器の保守、電算システム保守等)、受注可能な県内唯一の団体等への委託、福祉団体への委託、プロポーザル方式により選定した者への委託等の理由によるもので占められており、特に、プロポーザル方式等により実施された雇用対策関係の業務委託の増加が主な要因となっている。(表5)

表5 業務委託の契約分類別の件数

(平成22年4月～平成23年3月、単位：件、%)

大分類	調達方法	合計	競争入札による契約		随意契約による契約
			一般競争入札	指名競争入札	
1	建物等の保守・管理・運営	81	58	1	22
2	廃棄物処理	16	13	0	3
3	設備等の運行・点検・修理	82	12	13	57
4	調査・研究	141	13	36	92
5	情報通信・IT・IT関連	103	30	9	64
6	企画・製作	68	6	2	60
7	運送・旅行	13	0	0	13
8	その他	639	25	26	588
合計		1,143	157	87	899
構成比		100.0	13.7	7.6	78.7
参考	平成21年度	942	189	87	666
	平成20年度	620	159	88	373

予定価格が100万円を超えるものについて掲載

ウ 低入札価格調査制度の適用状況については、調査対象となったものが7件あったが、調査の結果、すべて最低価格者に落札決定となった。

第2章 平成22年度における改善の取組み

平成21年12月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、平成22年度から「地元で購入できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等にも配慮しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施している。（資料編98頁参照）

1 地元調達の取組み

小額なものを対象として取り組んでいるが、相当程度の地元調達率となっている。（表6）

表 6 地元調達の実施状況

（平成22年4月～平成23年3月）

区分	対象金額（予定価格）	実施機関	地元調達率（ ）
物 品	5万円未満	全所属	92.8%
印 刷 物	50万円以下	会計局会計課	100.0%
業務委託	100万円以下	全所属	97.9%

件数ベース（県内企業からの調達が困難なものを除く。）
病院事業局発注分を除く。

2 品質確保の取組み

（1）印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物（WTO案件を除く）について、最低制限価格等を設定し、品質確保を図っている。

設定件数：47件 うち失格者がでた案件：17件（36.2%）

（2）低入札価格調査制度の対象業務拡大状況

平成22年度から対象業務を3業務から13業務に拡大して品質確保を図っており、調査を実施した7件のうち4件が拡大された業務となっている。

3 平成23年度からの展開

平成22年度は、本方針を実施しながら具体的な方策について効果を検証しつつ、県内の各関係業界からの意見を踏まえて、平成23年3月、山形県入札制度改善委員会で次の事項について決定した。

（1）地元調達運動の展開

本方針に基づき、引き続き各所属・職員一人ひとりが地元優先調達についての意識を高め、「地元調達運動」を展開する。

運動の目標

- ・全ての職員が地元調達に取り組む
- ・地元調達率95%以上

（2）制度の改正等

予定価格が50万円以下の印刷物の製造請負については、全所属において、地元企業への発注に努める。